

小学生の 放課後等の居場所 ご案内

✿ 小学生の放課後等の居場所 ▶ 2～3ページ

✿ 学童クラブ ▶ 4～9ページ

◆令和8年4月から利用の一括募集<<年度ごとの申請が必要です>>

【受付期間】

令和7年12月1日（月）～令和8年1月6日（火）

【申込方法】

持参する場合：第一希望の学童クラブ、または指定の受付場所に書類を提出

郵送する場合：放課後対策課宛てに郵送（令和8年1月6日（火）必着）

◆一括募集締め切り後の申込

受付期間終了後も、随時受け付けます。

ただし、一括募集期間の申込で定員に達した場合は待機となります。

◆区ホームページでも申請方法の詳細や申請書類が確認できます。

右記のQRコードをご参照ください。



✿ プレディ ▶ 10～12ページ

◆令和8年度の春休みから利用の一括募集<<年度ごとの申請が必要です>>

【受付期間】

令和8年2月2日（月）～2月28日（土）

【申込方法】

利用を希望する施設の指定の受付場所に直接書類を提出

◆一括募集締め切り後の申込

受付期間終了後も、随時受け付けます。

ただし、一括募集期間を過ぎて申請をした場合は始業式（入学式）以降の利用となります。
春休みからの利用を希望する場合は、登録申請期間は厳守してください。

◆区ホームページでも申込方法の詳細や申請書類が確認できます。

右記のQRコードをご参照ください。



✿ 児童館の一般来館 ▶ 13ページ

◆区ホームページでも児童館の情報が確認できます。

右記のQRコードをご参照ください。



✿ よくある質問 ▶ 14ページ

✿ 施設一覧 ▶ 15～16ページ

子どもたちは、学校生活だけでなく放課後の活動においても

さまざまな経験を積み重ねていきますので、

保護者の方は、お子さんの話を積極的に聞いていただき、成長をあたたく見守ってください。



1 概要

中央区では、小学生が放課後や夏休みなどの長期休業期間中に安全・安心に過ごせるよう以下の事業を実施しています。



●学童クラブ：学校終了後、直接学童クラブを利用します

◆こんなご家庭が対象です

- ☑ 保護者の就労等の理由で家庭と連携した育成を必要とするご家庭
(事前の出欠連絡が必要)
- ☑ 週3日以上 of 定期的な利用が必要なご家庭

※午後4時より前に退室することが多く見込まれる場合は、プレディの利用もご検討ください。

保護者の就労等により放課後帰宅しても家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行います。

運営にあたっては、**個人面談や保護者会などの実施を通してご家庭と連携しながら**、児童の育成に取り組んでいます。

各施設でそれぞれ定員を設けており、入会決定にあたっては審査を実施しています。

また、延長利用の承認を受けた場合、平日は午後7時30分まで利用できます。

●子どもの居場所「プレディ」：学校終了後、直接プレディを利用します

◆こんなご家庭におすすめです

- ☑ 利用したいときだけ利用を希望するご家庭 (事前の出欠連絡は不要)

※週に1回程度の利用、利用時間が1時間程度に留まる、習い事等の状況に合わせて利用するなど。

- ☑ プレディの行事やイベントに参加したいご家庭

学校内の施設を活用し、児童が安全に安心して自主学習や自主遊びを行える居場所を提供する事業(放課後子供教室)です。保護者の就労等に関係なく、自由に利用することができます『参加型』の居場所です。

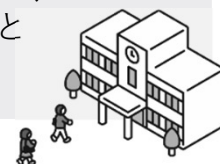
運営にあたっては、**個人面談や保護者会などは行いませんが**、サポーター(保護者や地域のボランティアなど)の協力も得て毎日の活動の中で交流することもできます。

定員はなく、登録を終えれば、利用したい日に利用することができます。

なお、保護者が就労等している場合は、延長利用登録をすることで、平日は午後7時30分まで利用できます。

《プレディプラスについて》

学校内の施設を活用し、学童クラブとプレディの両方を設置することで、学校内学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、指導員の見守りのもと共通の活動に参加することができる事業です。



●児童館の一般来館：学校終了後、帰宅してから来館します

◆こんなご家庭におすすめです

- ☑ 児童館の行事やイベントに参加したり、好きなときに児童館で遊びたいご家庭

児童館は、児童が健やかで豊かな情操を育めるよう健全育成活動を行っています。工作室やホール、遊戯室などがあり、児童が自由に遊び、様々な行事や活動に参加することで、学年や地域をこえた交流の輪も広がられます。

2 各制度の特長

区分	学童クラブ	プレディ		児童館の一般来館
	—	午後5時を過ぎて利用	午後5時まで	—
対象者	区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童			0歳～18歳までの児童
定員	あり	なし		なし
要件	あり（保護者の就労等）	あり（保護者の就労等）	なし	なし
実施日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日			祝日、年末年始を除く毎日 ※「こどもの日」は開館
実施時間	平日	放課後から午後6時まで		放課後から午後5時まで
	延長利用	午後7時30分まで	午後7時30分まで	—
	土曜日	午前8時30分から午後5時まで （※学校内学童クラブは午後6時まで）		午前9時から午後5時まで
	延長利用	なし	午後6時まで	—
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで		午前9時から午後5時まで
延長利用	午後7時30分まで	午後7時30分まで	—	なし
申請方法 登録方法	希望する施設の受付場所に申請書類を提出 又は、中央区役所放課後対策課に郵送		希望する施設の受付場所に直接申し込み	
利用方法	下校後、直接利用（事前出欠連絡）		下校後、直接利用（利用票持参）	
1日利用時の昼食	お弁当持参 （※長期休業期間中は、事前に登録をすれば注文弁当の利用が可能）			原則、一度帰宅してから来館
おやつ	あり	あり	なし	なし
帰宅	午後6時まで	保護者の指定した時刻、方法で帰宅		自由帰宅
	午後6時以降	お迎え必須		—
出欠確認	あり	なし （※勤務証明書等の提出により利用可能）		なし
入退室の通知	あり			なし
利用料	利用料	無料	無料	無料
	延長利用料 （※午後6時以降）	1回400円 月額上限5000円	1回400円 月額上限5000円	—

3 それぞれの過ごし方

学校終了

【学童クラブ】

【プレディ】

【児童館】

放課後

- 学校から施設に行きます
※利用予定の児童が出席していない場合、保護者に連絡します

- 学校から施設に行きます
- 利用票を提出します
※原則として出欠の確認はありません

- 学校から一度帰宅して児童館に行きます
※標準服のある児童は着替えてから行きます

- 読書や学習、自由遊び、体育館遊びなどをして過ごします
※学校内学童クラブは校庭遊びもあります

- 読書や学習、自由遊び、校庭・体育館遊びなどをして過ごします

- 読書や学習、自由遊び、ホール遊びなどをして過ごします

15:00

16:00

各種イベントや教室に参加できます！
工作教室、スポーツ教室など！

★児童館学童クラブでは、児童館のイベントに参加できます

★学校内学童クラブ・プレディは夏祭りや季節行事を合同で実施するほか、宿題を行う様子を見守る日もあります

児童館のイベントや活動などに参加できます！
集団遊びや季節行事、工作教室、スポーツ教室など！

17:00

- 17時までに順次帰宅します



- 延長利用
※勤務証明書の提出が必要です

18:00

- 延長利用
※延長利用料がかかります
※お迎え必須です

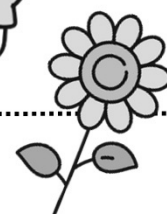
- 延長利用
※延長利用料がかかります
※お迎え必須です



19:30

- 閉室

- 閉室



学童クラブ・プレディとも、基本的には一人帰りですが、時間帯によって方面別での集団退室を行っています。
（※自宅までの送りではありません。）
集団退室の時間は、午後5時と午後6時です。一人帰りは、30分単位で送り出しをしています。
午後6時を過ぎての帰宅は、保護者のお迎えが必須です。



1 学童クラブとは

(1) 学童クラブとは

保護者の就労等により放課後帰宅しても家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行います。

入退室管理システムを用いて登録児童の出欠確認や入退室時間の管理を行っています。

(2) 設置施設と定員

15ページの「学童クラブ一覧」をご確認ください。

(3) 開設日

月曜日から土曜日まで

※祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

※学校内学童クラブは、学校行事や選挙などで臨時にお休みする場合があります。

(4) 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※出産による学童クラブのご利用期間は、出産月とその前2か月及び出産日から数えて8週間を経過した日の翌日が属する月の末日までです。

(5) 利用時間・延長利用

◆月曜日から金曜日

①児童館学童クラブは、放課後から午後6時まで

②学校内学童クラブについては、当該学校の放課後から午後6時まで

◆学校休業日

午前8時30分から午後6時まで

◆土曜日

午前8時30分から午後5時まで（学校内学童クラブは午後6時まで）

◆延長利用（※平日に限る）

勤務の都合等によりやむを得ず午後6時を過ぎて利用する必要がある場合には、**午後7時30分まで**利用可能です。

午後6時を過ぎて利用する場合は、必ずお迎えが必要となります。

◆注意事項

●学童クラブでは登室後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり、再度学童クラブを利用することはできません。

●学校から塾や習い事に行き、その後、学童クラブを利用することもできません。

●土曜日や学校休業日にお昼をはさんで利用する場合は、お弁当と水筒等の持参が必要です。

●学校内学童クラブは、当該学校の放課後からの利用となります。

(6) 利用料

無料です。

※民設民営学童クラブは利用料金がかかります。詳細は各施設にお問い合わせください。

◆傷害・賠償責任保険（年600円/1人）に加入します。手続き等は各施設で行います。補償内容等は14ページ「よくある質問」をご確認ください。

◆延長利用をする場合、延長利用料（1回400円、月上限5000円）がかかります。

※延長利用料の支払い方法につきましては、口座振替をご利用ください。

※生活保護世帯や住民税非課税世帯の場合は免除になります。（申請が必要です）

◆各学童クラブには**保護者の会**があり、**おやつ代、会費等が必要となります。**

◆入退室管理システムの利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

2 対象者

保護者の就労・疾病等の理由により、家庭で適切な保護を受けることができない児童であって、次の種別（①～③）ごとにいずれかの要件を充たす方が対象です。

①児童館学童クラブ

- ・区立小学校に在学している児童
- ・区内に居住し区外の小学校に在学している児童

②学校内学童クラブ

- ・学校内学童クラブのある小学校に在学している児童
- ・当該小学校の通学区域内に居住している児童

※在籍校・指定校の双方に学校内学童クラブおよびプレディがない場合は、15ページ「学童クラブ一覧」からいずれか1つの学童クラブを選択

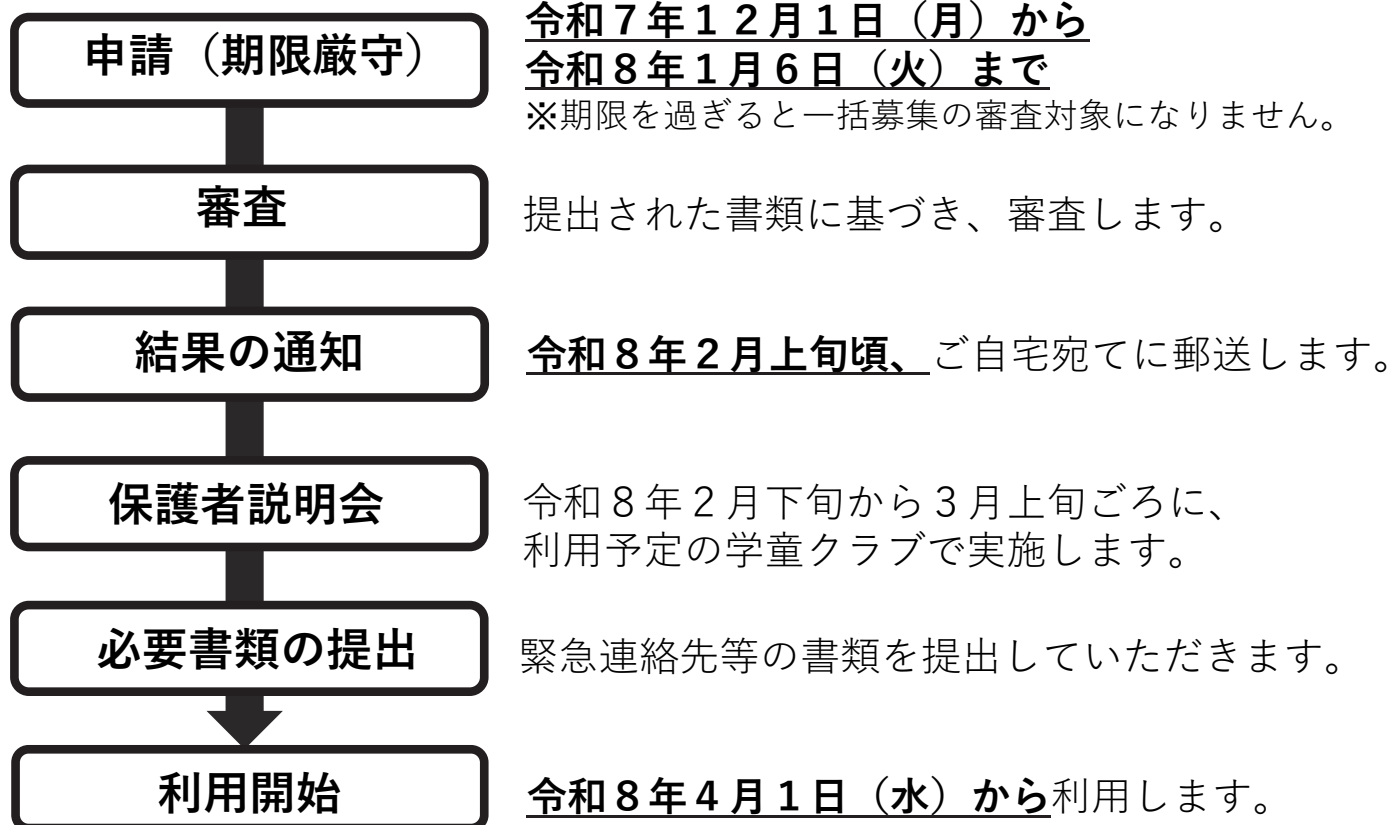
③民設民営学童クラブ（ベネッセ学童クラブ月島、ベネッセ学童クラブ晴海、キッズクラブ・日本橋）

- ・区立小学校に在学している児童
- ・区内に居住し区外の小学校に在学している児童

- 注1 民設民営学童クラブに申請している方（決定・待機問わず）も、児童館・学校内学童クラブに申し込むことができます。（併願制）
- 注2 児童館・学校内学童クラブ、民設民営学童クラブ及び子どもの居場所「プレディ」は重複して在籍することはできません。
- 注3 各学童クラブにおいて、募集児童数を超える申込みがあった場合は、区内在住（生活の本拠地として寝起きする場所）の児童を優先します。
- 注4 保護者が育児休業を取得している場合には、申込み対象となりません。学童クラブを利用している場合であっても、育児休業取得時点で利用できなくなります。なお、育児休業から5月1日までに復職予定の方は、一括募集の申込み対象となります。年度途中で育児休業から復職する場合は、復職月の1日から申請することができます。（1日付けで復職する場合は、前月の1日から受付が可能です。）

3 申請方法

(1) 一括募集に関する申請の流れ



(2) 一括募集の受付期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月6日(火)

※受付期間終了後も随時受付を行います。一括募集期間の申込で定員に達した場合は入会待機となります。

(3) 申込方法

直接持参、又は、郵送で申し込めます。

持参する場合：第一希望の学童クラブ又は指定の受付場所に書類を提出してください。

郵送する場合：「中央区 放課後対策課 放課後支援係」宛てに受付期間内(令和8年1月6日必着)に郵送してください。

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1
「中央区 放課後対策課 放課後支援係」

◆持参する場合の受付場所について

各学童クラブの所在地・受付時間等は15ページ「学童クラブ一覧」をご確認ください。

◆学校内学童クラブの受付場所について

令和8年度に開設予定の学校内学童クラブの一括募集の申込は、以下の各児童館で受け付けます。

各児童館の所在地・受付時間等は15ページ「学童クラブ一覧」をご確認ください。そのほかの学校内学童クラブの申込は、各施設で受け付けます。

令和8年度新規開設 学校内学童クラブ	受付場所	問い合わせ先
明石小学童クラブ(明石小学校内)	築地児童館	3553-2084(新川児童館)
明正小学童クラブ(明正小学校内)	新川児童館	3553-2084(新川児童館)
日本橋小学童クラブ(日本橋小学校内)	堀留町児童館	3661-8937(堀留町児童館)
有馬小学童クラブ(有馬小学校内)	浜町児童館	3661-8937(堀留町児童館)
佃島小学童クラブ(佃島小学校内)	佃児童館	3531-7811(佃児童館)
月島第三小学童クラブ(月島第三小学校内)	晴海児童館	3534-3021(晴海児童館)

(4) 提出書類

以下の書類のうち、各ご家庭の状況により必要な書類を提出してください。

①	学童クラブ利用申請書(全員)
②-1	家庭で保護することができない状況を証明する書類(全員)
②-2	自営の方が事業を営んでいることを証明する書類(自営の方)
③	児童やご家族に関する書類(児童やご家族に事情のある方)
④	転入の予定を確認できる書類(転入予定の方)
⑤	学童クラブ延長利用申請書(午後6時から午後7時30分までの延長利用希望の方)
⑥	学童クラブ申請提出書類チェックシート(全員)



※民設民営学童クラブ(「ベネッセ学童クラブ月島」「ベネッセ学童クラブ晴海」「キッズクラブ・日本橋」)に申請している方は、①以外の書類については、写しを使用しての申請が可能です。詳しくは各民設民営学童クラブへお問い合わせください。

※提出時に提出書類の不足がある場合、申請受付ができません。受付期間内に申請受付ができない場合、一括募集における審査の対象となりません。

- ◆単身赴任の場合は、遠隔地に住んでいることを証明できる書類（賃貸借契約書、直近3か月分の公共料金の領収書、辞令の写し等）が必要です。
提出がない場合、審査において単身赴任の条件は適用されません。
- ◆審査にあたっては、申請時の状況で審査します。
- ◆各提出書類の記載内容に変更がある場合は、申請した学童クラブにご相談ください。

(5) 各書類の概要

① 学童クラブ利用申請書（全員）

申込みの基本になる書類です。

鉛筆や消せるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

②-1 家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）

申請資格を確認する書類で、①の「学童クラブ利用申請書」と併せて提出してください。
提出がない場合は、審査の対象となりません。

下表を参照の上、保護者の状況に応じた必要書類を提出してください。

「勤務証明書」等は勤務先の都合により交付に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

保護者の状況		必要書類（発行日から3か月以内）	
就 労 (内定含む)	外 勤	勤務（内定）証明書【外勤用】	勤務（内定）証明書は、勤務先のご担当者が記入する書類です。
	自 営	「勤務（内定）証明書【自営用】」及び「事業を営んでいることを証明する書類」（※8ページ②-2を参照してください）	
出 産		申立書、母子健康手帳の写し (表紙と分娩予定日が分かるページの写し)	「申立書」は区のホームページからダウンロードしてください。
疾病・障害		申立書、診断書又は意見書の写し（病名、症状、回復見込みなど保育ができない旨の記載があるもの） 障害者手帳の写し (氏名、障害名、等級の記載があるもの)	
看護（介護） ※原則、同居親族の場合です。		申立書、看護・介護が必要な状況が分かる書類 (介護保険証や入院証明書など)	
求 職		申立書、離職票等の写し（お持ちの方） ※就労後は勤務証明書の提出が必要です。	
就 学		就学予定の方・・・申立書 就学予定証明書の写し 在学している方・・・申立書 学生証の写し、 履修時間が分かるもの（時間割の写し等）	

※申請に必要な書類は、区のホームページからダウンロードすることができます。
右記のQRコードをご参照ください。



②-2 自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）

次表のAグループ（会社やお店の所在等を確認できる書類）と、Bグループ（継続して働いていることがわかる書類）の中から、それぞれ提出可能なものをひとつずつ選んでいただき、写しを提出してください。

Aグループ	Bグループ	
会社やお店の所在等を確認できる書類 ●税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書 ●営業許可書 ●登記事項証明書 ●事務所やお店を開業していることがわかるパンフレット・チラシ・ホームページのコピーなど	継続して働いていることがわかる書類 （直近3か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、退職前の3か月分を提出してください。）	
	自営中心者	自営協力者
危険有害物等追加書類 職場と住居が同一で危険有害物等（刃物・劇薬・火気・機械を扱う業種等）を取り扱っている場合は、追加書類を提出してください。 ●危険有害物等の写真・職場と住居の間取り図（手描き可）	●営業上必要な材料等の仕入伝票 （各月2、3枚ずつ） ●商品等販売代金の請求書、領収書 ●請負契約書	●給与明細書・報酬の記録 （報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録 （タイムカードなど） ●通勤記録 ●就労状況申告書 （スケジュールの記録）
	●給与明細書・報酬の記録 （報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録（タイムカードなど） ●通勤記録 ●事業所名が記載された公共料金領収書 など	など

③ 児童やご家族に関する書類（該当する場合のみ）

児童やご家族の状況に合わせて書類の写しを提出してください。審査基準において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

児童が障害者手帳・証書等を所持している場合 （いずれかの写しひとつ）	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、医師の診断書、障害児通所受給者証 など
ひとり親家庭 （いずれかの写しひとつ）	児童扶養手当証書、戸籍全部事項証明書（受理証明書）、事件係属証明書（調定期日通知書） など
生活保護受給世帯 住民税非課税世帯 （いずれかの写しひとつ）	生活保護受給証明書、令和7年度住民税非課税証明書（世帯員分） ※住民税を申告していない場合は、申告の上、非課税証明を提出してください。

④ 転入の予定を確認できる書類（転入予定の方）

申請時に、転入誓約書と不動産売買（賃貸）契約書の写しを提出してください。

ただし、利用にあたっては利用開始日の前日まで（令和8年4月1日利用の場合は、令和8年3月31日まで）に中央区への転入手続きが完了することが条件となります。転入誓約書は区のホームページからダウンロードできます。

なお、区内居住の事実を確認するため、公共料金の領収書等を提示していただくことがあります。

⑤ 学童クラブ延長利用申請書（希望する方）

平日の午後6時から午後7時30分までの延長利用を希望する方は、「学童クラブ延長利用申請書」を提出してください。

⑥ 学童クラブ申請提出書類チェックシート（全員）

本シートは、提出書類に不備が生じないように確認するシートです。

調整指数の決定にかかわる書類などが不足している場合、調整指数表の調整指数は適用されません。そのため、必ず本シートで必要書類を確認し、申請書等の書類と併せて本シートもご提出ください。

4 利用児童の決定

（1）利用児童の決定

利用児童は、別紙「中央区学童クラブ利用審査の基準」に基づき、提出された書類を審査し決定します。書類提出後、必要に応じて状況をお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

なお、申請資格を満たしていても、定員を超える申請があった場合は、ご希望に添えない（入会待機となる）ことがあります。

また、受付期間内に提出（郵送の場合は必着）しなかった場合、一括募集の審査対象にはなりませんので、提出締切日を厳守してください。

（2）結果通知

申請者には審査結果を文書により通知します。

*令和8年4月1日からの利用に関する結果は2月上旬発送予定です。

*一括募集の受付期間終了後に提出した方へは、3月上旬までに結果を発送する予定です。

（3）保留通知が届いた場合

保留通知に記載している学童クラブの待機となります。

待機中に申込時と状況が変わった場合は、必ず通知に記載している学童クラブへご連絡ください。

◆申請にあたって

①選考指数と調整指数の合計点が高い方から順に入会決定を行います。

第一希望の学童クラブに入会できない場合は、第二希望の学童クラブについて引き続き審査を行います。

なお、第一希望先、第二希望先ともに空きがない場合は、第一希望先の待機となります。

②延長利用料に滞納（兄弟姉妹分を含む）があると、利用できない場合（調整指数表の番号9を適用）があります。

③学童クラブの利用が週2日以下に留まる方や、午後4時より前に退室することが多い方は、プレディの利用をご検討ください。

④学童クラブと保護者の会が連携して、おやつを提供しています。おやつは運営は、保護者の会が主体となりますのでご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

⑤学童クラブには「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいたとき、虐待のおそれがあるときや虐待の通報を受けたときは、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所へ通告する義務があります。

⑥お子さんに障害があるなど、学童クラブの利用に不安のある方はご相談ください。

5 入退室管理システム（コドモン）

「入退室管理システム（コドモン）」により児童の出欠確認や入退室時間の通知、施設から保護者へのお知らせ等の配信を行っています。

利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

保護者会等でコドモンの登録案内を配布しますので、内容をご確認の上、登録のご協力をお願いします。



1 子どもの居場所「プレディ」とは

(1) 子どもの居場所「プレディ」とは

学校内の施設を活用し、児童が安全に安心して自主学習や自主遊びを行える居場所を提供する事業（放課後子供教室）です。保護者の就労等に関係なく、自由に利用することができる『参加型』の居場所です。

入退室管理システムを用いて、児童の入退室時間の管理を行います。

(2) 設置施設

15ページの「プレディ一覧」をご確認ください。

(3) 開設日

月曜日から土曜日まで

※祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

※学校行事や選挙などで臨時にお休みする場合があります。

(4) 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 開設時間・延長利用

◆月曜日から金曜日

放課後から午後5時まで

◆土曜日・学校休業日

午前8時30分から午後5時まで

◆延長利用

保護者の就労などの特別な事情がある場合は、延長利用登録をすることで、

午後7時30分（土曜日は午後6時）まで利用できます。

午後6時を過ぎて利用する場合は、必ずお迎えが必要となります。

◆注意事項

●プレディで登室後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり、再度プレディを利用することはできません。

●学校から塾や習い事に行き、その後、プレディを利用することもできません。

●土曜日や学校休業日にお昼をはさんで利用する場合は、お弁当と水筒等の持参が必要です。

(6) 利用料

無料です。

◆傷害・賠償責任保険（年600円/1人）に加入します。手続き等は各施設で行います。補償内容等の詳細は14ページ「よくある質問」をご確認ください。

◆各種教室に参加する際に、材料費等の実費がかかる場合があります。

◆午後5時を過ぎて利用する場合は、保護者が運営するおやつ会へ入会し、おやつ代が必要となります。

◆午後6時以降ご利用の場合、延長利用料（1回400円、月上限5000円）がかかります。

※延長利用料の支払い方法につきましては、口座振替をご利用ください。

※生活保護世帯や住民税非課税世帯の場合は免除になります。（申請が必要です）

◆入退室管理システムの利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

(7) 利用方法

プレディの利用を希望する日に、受付で利用票を確認します。利用票は、保護者と児童で確認の上、当日の利用時間・お迎えの有無等を必ず記入してください。

利用票を忘れた場合や未記入の場合は、プレディの利用はできません。

利用票を紛失・破損した場合は、再交付しますので直ちにお申し出ください。

2 対象者

区立小学校の在籍児童又は区内に居住する小学校児童（利用には登録が必要です）

◆利用できるプレディ（※利用登録できるプレディは1つです。）

- ①在籍する小学校（以下「在籍校」という。）のプレディ
- ②在籍校と、居住地の通学区域の小学校（以下「指定校」という。）の双方にプレディがある場合は、いずれか一方のプレディ
- ③在籍校にプレディがなく、指定校にプレディがある場合は指定校のプレディ
- ④在籍校と指定校のどちらにもプレディがない場合は、15ページ《プレディー一覧》からいずれか1つのプレディを選択

3 利用登録・登録申請

(1) 利用登録

プレディを利用するには、毎年、事前の登録が必要です。（定員なし）

現在利用中の方が、次年度引き続き利用を希望する場合も、改めて登録してください。

また、区立の学童クラブ、ベネッセ学童クラブ月島、ベネッセ学童クラブ晴海、キッズクラブ・日本橋との重複登録はできません。

(2) 登録申請期間

◆令和8年度の春休み（4月1日～4月4日）から利用する場合

令和8年2月2日（月）から2月28日（土）まで

※この申請期間を過ぎて申請をした場合は始業式（入学式）以降の利用となります。
春休みからの利用を希望する場合、登録申請期間は厳守してください。

◆令和8年度の春休み終了後から利用する場合

随時申請を受け付けます。申請受付後に利用することができます。

(3) 登録申請場所

◆プレディ城東・常盤・阪本を除くプレディの利用を希望する場合

利用を希望するプレディに直接申請してください。

※各プレディの所在地・受付時間等は15ページ《プレディー一覧》をご確認ください。

◆プレディ城東・常盤・阪本の利用を希望する場合

お子様の学年や現在のプレディの利用有無により申請方法が異なります。

12ページ「6 城東・常盤・阪本小における申し込み」をご確認ください。

(4) 登録時に必要なもの

●利用申請書（春休みから利用したい方は「新年度用」の申請書）

●傷害・賠償責任保険料600円

●保護者全員の勤務証明書（午後5時を過ぎるの延長利用を希望する方のみ）

※勤務証明書は原則、発行日から3か月以内

必要な書類は、各プレディまたは区役所地下1階福祉保健部放課後対策課にあるほか、区のホームページからもダウンロードすることができます。
右記のQRコードをご参照ください。



(5) 注意事項

- ◆兄弟姉妹等複数人を利用登録する場合の勤務証明書は、一世帯1部の提出で構いません。
- ◆利用登録の際に、プレディの利用方法等について、保護者に聞き取りをさせていただきます場合があります。

【勤務証明書の提出の省略について】

区立の学童クラブに登録又は申請している児童がプレディに登録を変更する際は、プレディへの「勤務証明書」（発行日から3か月以内のものに限る）の提出を省略できる場合がありますので、登録又は申請している学童クラブにご相談ください。

ただし、「勤務証明書」を提出しているプレディ登録児童が区立の学童クラブに利用申請を行う場合は、区立の学童クラブへの「勤務証明書」の提出は省略できませんのでご注意ください。

4 入退室管理システム（コドモン）

「入退室管理システム（コドモン）」により児童の入退室時間の通知や、施設から保護者へのお知らせ等の配信を行っています。

利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

利用登録時にコドモンの登録案内を配布しますので、内容をご確認の上、登録のご協力をお願いします。また、保護者全員が就労等をしているご家庭は、希望により、施設が出欠の確認を行います。（勤務証明書の提出と事前の利用予定申請が必要です）

5 サポーター（ボランティア）について

プレディは「地域の子どもは地域で育てよう！」という趣旨のもと、サポーター（保護者や地域の方など）と協力して、日々、子どもたちを見守っています。サポーターは登録制で、各プレディで随時受付を行っています。詳細は各施設にお問い合わせください。

6 城東・常盤・阪本小における申し込み

令和8年4月から、新たに城東・常盤・阪本小3校にプレディを設置します。申込方法等が他のプレディと異なりますので、ご注意ください。

(1) 申込方法

◆令和8年度の春休み（4月1日～4月4日）から利用する場合

●城東・常盤・阪本小に就学予定の**新1年生**の場合

⇒各校の就学説明会の際に、申請を受け付けます。

●**新2年生以上**で城東・常盤・阪本小に在籍し、**他校のプレディ**を利用している場合

⇒現在、利用しているプレディで、申請を受け付けます。

※各プレディの受付時間等は15ページ「プレディー一覧」をご確認ください。

●**新2年生以上**で城東・常盤・阪本小に在籍し、**他校のプレディ**を利用していない場合 または、**新1年生**で就学説明会にて受付ができない場合

⇒中央区役所地下1階放課後対策課で、申請を受け付けます。

（中央区築地1-1-1）

※放課後対策課の受付時間等は15ページ「プレディー一覧」をご確認ください。

◆令和8年度の春休み終了後から利用する場合

4月1日以降に各施設で随時申請を受け付けます。

(2) 注意事項

プレディの運営にあたり、スクールバスの運行は行いません。



1 児童館とは

(1) 児童館とは

児童館は、児童が健やかで豊かな情操を育めるよう健全育成活動を行っています。
工作室やホール、遊戯室などがあり、児童が自由に遊び、様々な行事や活動に参加することで、学年や地域をこえた交流の輪も広がられます。

(2) 対象施設

16ページの「児童館一覧」をご確認ください。

(3) 開館日

毎日

※祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

（日曜日と祝日が重なる場合は、開館します。）

※「こどもの日」は開館しています。

(4) 利用時間

午前9時から午後5時

（中高生を対象に午後8時まで開館している児童館もあります）

(5) 注意事項

- ◆学校から下校後、帰宅したのちに来館し、児童館を利用します。
- ◆定員、費用負担、利用するための選考はありません。
- ◆学校へのお迎えや帰宅時間の管理等は行いません。

(6) その他

お子さんのみで児童館を利用する場合は、災害発生時等に備え、緊急連絡先登録書の提出にご協力をお願いしています。登録用紙は児童館窓口で配布しています。

また、児童館では、保護者の就労等により学校休業日等に昼食を一人で食べる児童などに対応するため、ランチタイム事業を実施しています。

詳細については、各児童館に直接お問い合わせください。





1 申請は毎年必要ですか？

利用を希望する年度ごとに必要です。学童クラブやプレディで登録を変更する場合も別途申し込みや手続きが必要です。

2 どの施設に申し込めますか？

申し込める施設・利用できる施設は、居住地や保護者の就労状況等によって異なります。詳細は2～3ページに記載の「小学生の放課後等の居場所」をご確認ください。各施設の所在地や問い合わせ先等は15～16ページに記載の「施設一覧」をご確認ください。

3 見学はできますか？

見学は可能ですが、事前に希望する施設へ直接お申し込みください。各施設の連絡先は15ページ「施設一覧」をご確認ください。

令和8年度に開設予定の3施設（プレディ城東・常盤・阪本）については、開設準備中のため、令和8年4月以降に見学が可能となります。

4 加入する保険の詳細を教えてください。

区立の学童クラブ及びプレディを利用する児童は、傷害・賠償責任保険に加入します。保険料は、児童一人あたり年間600円です。

年度の途中で学童クラブからプレディに登録を変更した場合などは、再度の徴収は行いません。

◆補償は、医療費の実費ではなく、通院等1日あたりの定額保険金です。

〔令和8年度の主な内容（予定）〕

けがなどの治療で通院 1日につき1500円

けがなどの治療で入院 1日につき4000円

※民設民営学童クラブは施設によって加入する保険が異なります。

詳細は各施設にお問い合わせください。



5 学童クラブとプレディは何が違うのでしょうか？

学童クラブは、保護者の就労等が前提となり、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行う事業です。誕生会や季節ごとのイベントなど独自の行事があります。

プレディは、保護者の就労等を問わず学校内の施設を活用し子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちの自主的な参加のもとに、遊びをはじめ自主学習・スポーツ・文化活動などを行う事業です。

各事業の特長や違いは、2～3ページに記載の「小学生の放課後等の居場所」をご確認ください。

6 学童クラブとプレディを利用する場合、子ども一人で帰宅するのでしょうか。

学童クラブ・プレディとも、基本的には一人帰りですが、時間帯によって方面別での集団退室を行っています。（※自宅までの送りではありません。）

集団退室の時間は、午後5時と午後6時です。

一人帰りは、30分単位で送り出しをしています。

午後6時を過ぎての帰宅は、保護者のお迎えが必須です。

7 学童クラブとプレディを利用する場合、毎日利用しないといけないのでしょうか？

学童クラブは、週3日以上の利用をお願いしています。

（個別に出欠席の確認を行います。）

プレディは、自由参加のため、利用したい日だけ利用することができます。

（欠席連絡等の必要はありません。）



施設一覧（令和8年4月予定）



《学童クラブ一覧》

	施設名	定員	運営主体	住所	電話番号	申込受付時間
児童館学童クラブ	築地児童館（※1）	40名	直営	中央区築地7-9-17	3544-0127	午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始 (12/29～1/3)はお休み
	浜町児童館	40名	直営	中央区日本橋浜町3-37-1 3F	3669-3386	
	月島児童館	90名	直営	中央区月島4-1-1 2F	3533-0885	
	新川児童館	80名	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川2-13-4 5F	3553-2084	午前9時～午後7時30分 ※祝日、年末年始 (12/29～1/3)はお休み
	堀留町児童館	45名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋堀留町1-1-1 6F	3661-8937	
	佃児童館	100名	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃1-11-1 2F	3531-7811	
	勝どき児童館	100名	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき1-8-1 4F	3531-3250	
	晴海児童館	120名	ライクキッズ㈱	中央区晴海2-4-31	3534-3021	
学校内学童クラブ	中央小学童クラブ	40名	㈱ポピンズエデュケア	中央区湊1-4-1 (中央小学校内)	3551-0522	<平日> 午後2時～午後7時
	京橋築地小学童クラブ	65名	㈱ポピンズエデュケア	中央区築地2-13-1 (京橋築地小学校内)	3545-2843	
	久松小学童クラブ	40名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋久松町7-2 (久松小学校内)	3663-7045	<土曜日>
	月島第一小学童クラブ	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区月島4-15-1 (月島第一小学校内)	3531-4746	午前9時～午後5時30分
	月島第二小学童クラブ	40名	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき1-12-2 (月島第二小学校内)	3531-1045	<当該学校休業日> 午前9時～午後7時
	豊海小学童クラブ	85名	㈱グローバルキッズ	中央区豊海町3-1 (豊海小学校内)	3534-1300	〔※日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)はお休み〕
	晴海西小学童クラブ	180名	ライクキッズ㈱	中央区晴海5-3-5 (晴海西小学校内)	3520-8552	
	明石小学童クラブ（※2）	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区明石町1-15 (明石小学校内)	3544-2860	築地児童館で受付
	明正小学童クラブ（※2）	40名	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川2-13-4 (明正小学校内)	3551-3673	新川児童館で受付
	日本橋小学童クラブ（※2）	65名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋人形町1-1-17 (日本橋小学校内)	3668-2331	堀留町児童館で受付
	有馬小学童クラブ（※2）	60名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋蛸殻町2-10-23 (有馬小学校内)	3666-3960	浜町児童館で受付
	佃島小学童クラブ（※2）	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃2-3-1 (佃島小学校内)	3536-7041	佃児童館で受付
月島第三小学童クラブ（※2）	65名	ライクキッズ㈱	中央区晴海1-4-1 (月島第三小学校内)	3531-7251	晴海児童館で受付	
民設民営	ベネッセ 学童クラブ月島	40名	㈱ベネッセスタイルケア	中央区月島3-7-12 THE CITY 月島2F	3532-6378	詳細は各施設に お問い合わせください。
	ベネッセ 学童クラブ晴海	88名	㈱ベネッセスタイルケア	中央区晴海4-6-5 3F	5859-0721	
	キッズクラブ・日本橋	40名	NPO法人 三楽	中央区日本橋人形町3-5-1	6810-7511	

（※1）築地児童館は、令和8年7月（予定）からの改修工事に伴い、活動場所の変更を予定しています。

（※2）令和8年4月から学校内学童クラブを新設します。一括募集の申込方法等の問い合わせ先は6ページをご確認ください。

《プレディー一覧》

	施設名	運営主体	住所	電話番号	申込受付時間
プレディー	プレディ中央	㈱ポピンズエデュケア	中央区湊1-4-1（中央小学校内）	3551-0522	<平日> 午後2時～午後7時
	プレディ明石（※1）	㈱ポピンズエデュケア	中央区明石町1-15（明石小学校内）	3544-2860	
	プレディ京築	㈱ポピンズエデュケア	中央区築地2-13-1（京橋築地小学校内）	3545-2843	<土曜日> 午前9時～午後5時30分
	プレディ明正（※1）	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川2-13-4（明正小学校内）	3551-3673	
	プレディ日本橋（※1）	ライクキッズ㈱	中央区日本橋人形町1-1-17（日本橋小学校内）	3668-2331	<当該学校休業日> 午前9時～午後7時
	プレディ有馬（※1）	ライクキッズ㈱	中央区日本橋蛸殻町2-10-23（有馬小学校内）	3666-3960	
	プレディ久松	ライクキッズ㈱	中央区日本橋久松町7-2（久松小学校内）	3663-7045	〔※日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)はお休み〕
	プレディ佃島（※1）	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃2-3-1（佃島小学校内）	3536-7041	
	プレディ月一	㈱ポピンズエデュケア	中央区月島4-15-1（月島第一小学校内）	3531-4746	
	プレディ月二	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき1-12-2（月島第二小学校内）	3531-1045	
	プレディ月三（※1）	ライクキッズ㈱	中央区晴海1-4-1（月島第三小学校内）	3531-7251	
	プレディ豊海	㈱グローバルキッズ	中央区豊海町3-1（豊海小学校内）	3534-1300	<平日のみ> 午前9時～午後5時 〔※土・日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)はお休み〕
	プレディ晴海西	ライクキッズ㈱	中央区晴海5-3-5（晴海西小学校内）	3520-8552	
	プレディ城東（※2）	直営	中央区八重洲2-2-1（城東小学校内）	-	
	プレディ常盤（※2）	ライクキッズ㈱	中央区日本橋本石町4-4-26（常盤小学校内）	-	
	プレディ阪本（※2）	直営	中央区日本橋兜町15-18（阪本小学校内）	-	

（※1）令和8年4月から学校内学童クラブを新設します。学童クラブ設置に伴い、令和8年度から運営主体が変更となります。

（※2）令和8年4月からプレディーを新設します。開設までは放課後対策課が申請受付及び問い合わせの窓口となります。

開設後は各施設で受け付けます。

《児童館一覧》

	施設名	運営主体	住所	電話番号
児童館	築地児童館	直営	中央区築地7-9-17	3544-0127
	新川児童館	(株)ポピンズエデュケア	中央区新川2-13-4 5F	3553-2084
	堀留町児童館	ライクキッズ(株)	中央区日本橋堀留町1-1-1 6F	3661-8937
	浜町児童館	直営	中央区日本橋浜町3-37-1 3F	3669-3386
	佃児童館	(株)ポピンズエデュケア	中央区佃1-11-1 2F	3531-7811
	月島児童館	直営	中央区月島4-1-1 2F	3533-0885
	勝どき児童館	(株)グローバルキッズ	中央区勝どき1-8-1 4F	3531-3250
	晴海児童館	ライクキッズ(株)	中央区晴海2-4-31	3534-3021

【問い合わせ先】

◆令和8年度学童クラブ利用児童募集・その他各学童クラブに関すること

利用を希望する学童クラブ（15ページ《学童クラブ一覧》参照）
に直接お問い合わせください。

◆令和8年度プレディ利用児童募集・その他各プレディに関すること

利用を希望するプレディ（15ページ《プレディー一覧》参照）
に直接お問い合わせください。

◆児童館に関すること

利用を希望する児童館（16ページ《児童館一覧》参照）
に直接お問い合わせください。

◆放課後対策事業全般に関すること

中央区役所福祉保健部放課後対策課放課後支援係

電話：03-6278-8359

住所：〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号（地下1階）

受付時間：午前8時30分～午後5時

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く